# 平成30年第17回甲賀市教育委員会(定例会)会議録

開催日時 平成30年12月18日(火)

午後3時30分から午後4時28分まで

開催場所 甲賀市役所 4階 教育委員会室

出席委員 教育長 山下 由行

教育長職務代理者 今井 智一

委 員 松山 顕子

委 員 野口 喜代美

委員 山脇 秀錬

事務局出席者 教育部長 玉木 正生

理事(管理担当) 平井 茂治

次長(管理担当) 松本 則之

次長(学校教育担当) 井用 重喜

次長(指導担当) 奥田 邦彦

次長(人権教育担当) 藤村 加代子

教育総務課長(教育環境整備担当) 伴 統子

学校教育課長 福井 篤子

社会教育課長 相楽 宏美

甲南図書交流館長 富田 源一

文化スポーツ振興課長 村田 浩司

歴史文化財課長 長峰 透

保育幼稚園課長 田中 俊之

教育総務課長補佐(総務企画担当) 中井 さおり

教育総務課総務企画係長 菊田 初美

書記 学校教育課学務係長 白井 淳子

議決・報告事項は次のとおりである。

### 1. 会議録の承認

- (1) 平成30年第14回甲賀市教育委員会(定例会)会議録の承認
- (2) 平成30年第15回甲賀市教育委員会(臨時会)会議録の承認

# 2. 報告事項

- (1) 12月 教育長 教育行政報告
- (2) 甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について
- (3)「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について

### 3. 協議事項

- (1) 議案第90号 甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領の制定について
- (2) 議案第91号 甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドラインの一部を改正 することについて

# 4. その他、連絡事項など

- (1) 平成31年(2019年) 甲賀市成人式の開催について
- (2) 平成31年第1回(1月定例)甲賀市教育委員会について
- (3) 平成31年第1回甲賀市教育委員会委員協議会について

#### ◎教育委員会会議

〔開会 午後3時30分〕

- 管理担当次長 それでは、平成30年第17回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。
- 管理担当次長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立 願います。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、議事の進行を お願いいたします。

教育長

皆さんこんにちは。第17回教育委員会定例会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。先ほどの退任式では、2期8年間に亘り甲賀市教育委員会のためにお勤めいただきました藤田前委員を送らせていただき、引き続いての就任式では山脇委員を新たにお迎えいたしました。山脇委員におかれましては、私たちに新たな風を吹き込んでいただけることをご期待申し上げます。よろしくお願いいたします。今井委員には引き続き教育長職務代理者をお願いさせていただきます。今後は、皆様方と共により一層議論を重ね甲賀市教育の発展のために努力してまいりたいと思います。どうか引き続きご支援ご協力をお願いします。

さて、お手元に、こうかうた短歌・俳句大賞 2 0 1 8 の資料を置か せていただきました。これに触れさせていただきたいと思います。

「早苗田を 煌めき渡る五月風 飯道山より春を運び来」

「櫟野寺を 訪(と)うて安らぐ 秋日和」

これらは、後の教育行政報告でも述べますが、今月8日にあいこうか市民ホールで開催いたしました「こうかうた短歌・俳句大賞2018表彰式」で大賞を受けられました一般の部の作品であります。紫香楽宮跡宮町遺跡で万葉集や古今和歌集に書かれていたのと同じ歌が木簡として発掘されて10年目を迎える今年、これまで短歌を募集していた「あいこうかうたプロジェクト」をリニューアルしました。甲賀市の魅力や大切な人への思いをテーマに、短歌に加えて俳句も募集し

大賞を受けた子どもたちの作品を紹介させていただきます。小学生 の短歌の部では、「かんぴょう干し 夏の日差しを浴びながら 白く

ましたところ、俳句の部には2,064句、短歌の部に1,537首

の応募がありました。市内県内だけでなく全国37都道府県からも作

品が届けられました。

かがやく滝のそよ風」、俳句の部では「水口城 周りに桜 さきほこる」でした。また、中学生の短歌の部では、「教室の 窓を開けたら秋が来た 真っ赤に染まる飯道山に」、俳句の部では「秋風や 甲賀の山々 赤に染め」が大賞を受賞しました。いかかでしょうか。入賞いたしました作品はお手元の資料をご覧いただければと存じますが、子どもたちの作品は実に率直で見たことを素直に表現しております。子どもたちが甲賀市の豊かな自然や文化、人と人との絆を見直すきっかけとなっており、これからも引き続き大切に育てて行きたい感性であると思っております。来年は皆様方も一句、一首ひねられてはいかがでしょうか。

本日は、今年最後の教育委員会定例会となります。今回も皆様方の 積極的なご発言をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただき ます。

教育長それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、1.会議録の承認(1)平成30年第14回甲賀市教育委員会(定例会)会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 ただ今の(1) 平成30年第14回甲賀市教育委員会(定例会)会 議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 続きまして、(2) 平成30年第15回甲賀市教育委員会(臨時会) 会議録の承認について、資料2でございます。会議録については、事 前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 ただ今の(2) 平成30年第15回甲賀市教育委員会(臨時会)会 議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 12月教育長教育行政報告について、資料3に基づき、以下の5件について報告いたします。

まずはじめに、11月26日(月)から土山会場を皮切りに始まりました「オール甲賀で考える。甲賀の未来」タウンミーティングについてであります。このミーティングは、市民の声を行政施策に活かしていくために、初めて企画されたものであります。市長が甲賀市の大きな課題であります、人口減少や厳しい市の財政状況などについてスライドを用いて説明された後、今後の公共施設のあり方について小グループに分かれて熱心な意見交換が行われました。12月23日(日)には各地域で出たご意見を集約するための、まとめのタウンミーティングが開催される予定です。教育委員会関係では図書館や学校の統廃合についての意見が出ていました。

2点目は、12月8日(土)にあいこうか市民ホールにて開催されました「こうかうた短歌・俳句大賞2018表彰式」についてであります。2012年から5年間行われた「あいこうかうたプロジェクト」をリューアルする形で、今年度から短歌だけでなく俳句も取り入れ、甲賀市の魅力を詠い込んだうたを広く募集することとしました。今回は俳句の部に2,064句、短歌の部に1,537首、小中学校の部に2,236人、一般の部に369人が応募されました。市内県内だけでなく全国37都道府県からも応募がありました。

3点目は、同じ日に土山文化ホールにて開催されました甲賀市青少年健全育成市民大会についてです。甲賀中学校吹奏楽部の演奏で幕を開け、中学生の意見発表、和太鼓や鈴鹿馬子唄の活動発表の後、「共に育む未来に向かって」をテーマにして、現在国際理解にかかわっていただいている4名の方がパネリストとなってパネルディスカッションが行われました。外国人人口が増加しつつある甲賀市に今必要な内容の意見交換がなされました。中学生の意見発表も堂々と自分の

考えを述べており、発表力は今の教育で大切にしなければならない力であると改めて思いました。延べ参加者は260人でした。

4点目は12月14日(金)に行いました、第2回甲賀市教育支援プロジェクト会議についてであります。今回は文部科学省のコミュニティスクール・マイスターとして各地で講演等を行っておられます高木先生をお迎えして、コミュニティスクールの導入の意義や進め方などについて大変詳しくご指導をいただきました。また、座長の久我先生のビデオによる補足説明もしていただき、その後、意見交換を行いました。会議を通して、甲賀市で今後進めていくコミュニティスクールの方向付けに多くのご示唆を与えていただきました。

最後は12月15日(土)に立命館大学びわこ・くさつキャンパスで行いました「あいこうか生涯カレッジ閉講式」についてであります。「郷土の知恵と技に学ぶ」をテーマとして、13回の本講座、4回の補講を開講し、毎回50名近い方に参加をいただくことができました。市内を巡り地域を発見する学習、作業を伴っての体験学習、そして大学の先生による理論学習など、バラエティーあふれるプログラムを実施してきました。過去の受講生がスタッフとなりこの事業を支えてきていただき、参加者が多くの学びを得る充実した取り組みとなりました。

以上、12月の教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長

ただ今の(1)12月教育長教育行政報告について、何かご意見、 ご質問等ございませんか。

委員

一点だけ教えてください。「オール甲賀で考える。甲賀の未来」タウンミーティングは土山での開催ですが、各町を回られ、これから続くものでしょうか。それと市民、市民活動団体、いろいろな企業を含めた市民の声を聞くという目的だと思うのですが、市民の声として何か特徴的な意見はあったのでしょうか。

教育長

これは初めてで、教育委員会が主催ではなく、市長部局が市長と市

民との対話の場としており、各町別に開催されました。第1回目の土山で50名ほどの参加者でした。次の甲賀町では80名を超える方が寄られました。そして各町で行なわれ、最後はまとめとなっています。特徴的な意見は、「今後、財政的に非常に厳しい状況になるのはよくわかった。その中で、施設についての統合、複合は必要であろう。しかし、やはり市民にとって大事な施設は残して欲しい。特に学校については残して欲しい」という意見がございました。図書館については、両面の意見がございました。「やはり、5館もあるのは多すぎるので統合してはどうか。しかし、統合しても全ての市民が、借りられるように工夫して欲しい」や、「統合は良いがサービスが落ちないようにしてほしい。」という様に、いろいろな意見がありました。特に教育委員会では、図書館と学校のことが多かったです。とにかく第一声一番驚かれたのは、地図上に公共施設の名前が全てプロットされておりますので、「こんなに公共施設がたくさんあるのか」ということでした。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんので、(1)12月教育長教育行 政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 それでは、続きまして、(2)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本 計画)状況報告について、資料4に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(2)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について、資料4に基づき報告させていただきます。

(以下、資料4により報告)

教育長 ただ今の(2)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について、何かご意見ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(2)甲賀市幼保・小中学 校再編計画(基本計画)状況報告については、報告事項として終わら せていただきます。

教育長 続きまして、(3)「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会 について、資料5に基づき説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(3)「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会に つきまして、資料5に基づき報告させていただきます。

(以下、資料5により報告)

教育長 ただ今の(3)「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について、何かご意見ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(3)「かふか21子ども 未来会議」甲賀市子ども議会については、報告事項として終わらせて いただきます。

教育長 続きまして、3.協議事項に移らせていただきます。

(1)議案第90号甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領の制定 について、資料6に基づき、説明をお願いいたします。

甲南図書交流館長 それでは、(1)議案第90号甲賀市図書館雑誌スポンサー制度 取扱要領の制定について、資料6に基づき、その提案理由を申し上げ ます。

(以下、資料6により説明)

教育長 ただ今の(1)議案第90号甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱 要領の制定について何かご意見ご質問等はございませんか。

委員 どういう雑誌に、どういう内容を掲載して、それによって具体的に どういったメリットや、どういった形で地域に貢献や期待ができるの か、具体的な案でも良いので教えていただきたいのですが。

甲南図書交流館長 スポンサーになっていただきますと、雑誌に事業者や個人の名前を提示し、図書館に置かせていただいています。特に事業者ですと、どこの事業者に雑誌を提供していただいたのか分かりますので、事業者には多少のメリットがあります。スポンサーを募って、図書費で購入している雑誌の費用の補助、援助をいただいております。

指導担当次長 提供させていただけるリストを揃えていまして、100近くのリスト中から選んでいただいて、年間購読料が決まっております。これがご負担いただく額です。費用をご負担いただければ図書館の棚に企業

名を書かせていただき、その雑誌を利用者に閲覧してもらう制度になります。

教育長 今のご質問の答えになっていましたか。

委員 現在、図書館に置いていない雑誌のリストがあって、それに費用負担されると企業名やどなたかのお名前の入った雑誌が図書館に置かれて、市民の方が読めるということですか。

甲南図書交流館長 そうです。

指導担当次長 図書館のリストから選んでいただくことになるので、スポンサー制度に申込みがなくても揃えていくことになります。揃えるつもりの本を買っていただくというイメージになるかと思います。

教育長 企業の方がこういう雑誌を置いてはどうかというご提案もできます か。

甲南図書交流館長 そうではないです。

教育長 どういうことですか。

甲南図書交流館長 どちらかと言えば、図書館の方で買いたい、人気があるという 雑誌をピックアップさせていただいて、スポンサーとして提供いただ くという制度です。

教育長 例えば、このような本はどうでしょうかという提案については提案 として受け入れ、それを雑誌のリストに載せるかどうかについての検 討は別途していくことになるわけですね。

指導担当次長市民のご意見として検討させていただきます。

教育長 市民のご意見として、それがふさわしい雑誌であるということであれば、是非ともお願いしますということになり、スポンサーになっていただくとなるわけですね。

委員 教育委員会として、選ぶリストの観点、視点のようなことはあるのでしょうか。その観点や視点を、企業に提示し、賛同を得るというようなことはあるのですか。

指導担当次長 基本的には市民のご意見や、司書がこういう図書を皆さんに提供し たいという思いで選書をします。 教育長 現在、何者くらいのスポンサーがおられますか。それは館によって いろいろですか。

甲南図書交流館長 そうです。

教育長 例えば、土山図書館のスポンサーになりたいと希望するのですか。 それとも市内全ての図書館のスポンサーになりたいと希望するのです か。その辺りはどうでしょうか。

甲南図書交流館長 地域を希望されたら希望の地域に設置させていただきますが、 選んでいただいた本がAの図書館に置いた方が良いとなれば、協議させていただきます。基本的には、まずは申し込みいただいた図書館に 設置させていただいております。

教育長 件数的にはどうですか。

甲南図書交流館長 今年度は利用者様が2名、企業が4社ございました。29年度は、利用者様が3名、企業が4社でした。

教育長職務代理者 雑誌のスポンサー制度とは違いますが、図書館に寄附される方 の名前が出ることもあるのですか。

甲南図書交流館長 寄附いただきました方のお名前は出させていただいていないのですが、本に寄附という提示はさせていただいています。

委員 知り合いの会社の方ですが、長い間、水口図書館に寄附されておられ、次はどんなジャンルで寄附させてもらおうかと考えておられると 何ったことがあります。そういう話を伺った時、財政的にはこういう ことをお願いしたいなど、広がりも出来るのではと思いますが、そういう企業があるということは、教育委員会には届いていますか。

甲南図書交流館長 聞かせていただいてないです。

委員 そうですか。では、またそのような声をいただいた時には、教育委員会を案内したら良いですね。

甲南図書交流館長はい、ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

委員 基本的なことですが、今まではこういう決まりが無かったので、新 たに決まりを決めますということが今の提案ですか。

甲南図書交流館長 今までから内規としてあり、ホームページ等で公表し、募集を

していました。これからは、内規ではなく例規上に告示として掲載することにより広く皆さんに知ってもらおうと考えております。

委員 内々の決まりということですね。わかりました。

教育長 より明確化しようということでございます。いろいろご質問をいただきました。この制度の制定につきまして、皆様方ご意見はございませんでしょうか。それでは特にこの制定についてのご意見はございませんので、(1)議案第90号甲賀市図書館雑誌スポンサー制度取扱要領の制定については、原案どおり可決することといたします。

教育長 続きまして、(2) 議案第91号甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイド ラインの一部を改正することについて、資料7に基づき、説明をお願 いいたします。

保育幼稚園課長 それでは、(2) 議案第91号甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイド ラインの一部を改正することについて、資料7に基づき、その提案理 由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

教育長 ただ今の(2)議案第91号甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドラインの一部を改正することについて何かご意見ご質問等はございませんか。

教育長職務代理者 平成28年2月にガイドラインが策定され、今回一部を改正するということですが、クリアできないものが多過ぎたので、手を挙げる事業者さんが少なかったということですか。

保育幼稚園課長 実は、事前のサウンディング調査(案件の内容、公募条件等を決定する前段階で参入業者等の意向調査、直接対話を行い、効果を最大限に高めるための諸条件を整えること)におきまして、応募者となるべき方、各法人にも集まっていただいて、応募していただける条件などを事前に聞き取りました。その時に民営化のガイドラインで、例えば5年間実績がないと応募ができないことが指摘としてございました。そのことによって、実はやりたいと思っている事業者が参入できないという弊害も出てきましたので、その部分についての改正を行わせて

いただくということになります。

委員 5年以上経過していないという理由で参入できない業者があったということですが、手を挙げていただく業者さんが集まらなければできないのはわかるのですが、5年をゼロにということはどうでしょうか。

保育幼稚園課長 法人としての運営実績をどのように捉えていくか、会計の経理状況はどうなのか、という辺りは、プロポーザルの審査のところで合わせてしていきたいと思っております。応募いただける事業者について、できるだけ参入しやすくした上で、慎重な審査をしていきたいという趣旨でございます。

委員 保育園の認可対象によって、政府からの支援や補助が違うという動きがある中で、無認可の保育園も補助の対象になると発表されましたが、あくまでも認可園が対象ということですか。

保育幼稚園課長 政府は、来年10月以降の保育料の無償化に無認可も含まれるということですが、それとは別で、認可を受けていただくための民間の認定子ども園の整備を考えさせていただいております。新たな園を建てていくにあたっての事業者参入のためのガイドラインの整理をしたいと考えております。

教育長 問題は、このようにハードルを下げることによって、参入していただける件数は上がっていくことは予想されるのですが、先ほど委員がご心配されていたように、質の問題はそれで担保されるのかという辺りが、一番大きなポイントと私も思います。それについて再度同じようなことになるのでしょうが、どうでしょうか。

保育幼稚園課長 ご心配いただいている通りかと思っております。昨年も1年間、 再編検討協議をしてきた中で、やはり地元の委員さん、保護者の方も おっしゃっていましたが、参入される法人の質は、一番心配されてい ます。今後の予定としましては、まずは応募いただく時の審査基準に 実績でどの分を含んでいくのか、また今後の展開としてどのようなも のを検討されているのか、という辺りを充分に審査していき、例えば、 職員の質の確保や保育面の確保などの質を担保していくために市と法 人との間で協定を結ぶことを考えているところでございます。

教育長

今後民営化、民間の認定子ども園という方向で進んでいきますので、 公立も当然残すべきところは残しますが、この民営化のガイドライン も非常に重要であります。先ほど、課長から説明いただいたように、 今後、より具体的にもう少ししっかり詰めて行くような手続きは必要 であるでしょうが、大枠の考え方においてこれで良いのか、皆様方の ご了解を得られるのかという辺りになろうかと思います。その辺はい かがでしょうか。

委員

いろいろ統廃合の中で認定子ども園の方向でやりたいけれども、できたら公立も残してほしいという意見もあるとお聞きしております。 今、私の周りの若い人は、働きたい、保育園に預けたいが、待っている人も多いため、来年4月からの仕事は無理だと言っておられる人が多いのですが、公立園では待っている人が多いのですか。

保育幼稚園課長 今年4月1日の待機児童は48名おりました。0・1・2歳の子どもさん達の待機ばかりですが、育休明けで復帰されると、年度途中の入園が非常に多くなります。まだ公式には発表されていませんが、10月に集計させていただいたところ、大幅に増える結果となっております。31年度の入園につきましては、現在調整をしている最中で確定はしておりませんが、待機が公立なので増えるのか、私立なので増えるのかということではなく、申し込みは全て市で受けさせていただいて私立園に対しても入園調整をさせていただいております。定員枠を私立園は当然お持ちですが、できるだけ待機が出ないようにお願いはさせていただいております。どうしても私立園の方に人気があり、希望される方が集中してしまっている現状がございますので、そこから漏れる方を、どこかの公立園で受ける等の調整をさせていただいているところでございます。

教育長

より多くの新規参入を受け入れていこうとすると、5年というハードルが高過ぎる、最終審査の点ではかなり厳しくいろいろと条件も確認して行こうということですが、重なって申し訳ないですが、応募制

限をとったという点についてもう一度説明してください。

保育幼稚園課長 この部分につきましては、先に民営化を受託した事業者については、民営化を移行してから原則3年間は新たな応募はできません、という今までの制限でした。いくつかの法人に受けていただけるようにという視点で制定されていますが、様々な保育ニーズが高まってきている中で、いろいろな特色を出して来られている法人もおられます。地域の保護者ニーズとしてもあるのは事実です。そこで一定の評価を受けられている法人を、3年の期間が過ぎてないからという理由で排除してしまうのはどうかということはあります。今後、水口で2箇所の民営化を考えておりますし、甲南でも民営化を検討しております。より良い事業者であるならば、そこの制限をかける必要はないのではという点とプロポーザルでの審査でふるいをかけるべきではないかという点において、この制限については外させていただいております。

教育長 市民ニーズからすると良いものであれば作っていただけたらありが たいということでありますが、原則3年を経過するまでと当初決定さ れた理由はどういうものでしたか。

保育幼稚園課長 一社に固まらないという理由での制限であったと理解をしております。

教育長 市民の目線からの方と、事業者の目線からの方からと、両方から考えられたことでありました。しかし現状いくつも甲賀市内で民営化をして行こうとする方向の中で、これがあるとかなり大きな縛りになっていきそうであろうということから、これは、一旦は公募制をという形にされたものと私は理解したのですが、よろしいでしょうか。それではいろいろ質問させていただいて、ある程度狙いも明らかになってきたように思います。その他にご意見ご質問等ございませんので、(2) 議案第91号甲賀市保育園・幼稚園民営化ガイドラインの一部を改正することについては、原案どおり可決することといたします。

教育長 それでは、その他、連絡事項に移らせていただきます。

(1) 平成31年(2019年) 甲賀市成人式の開催について説明

をお願いします。

社会教育課長 本日、教育委員の皆様にもご案内をさせていただいております平成 31年(2019年)甲賀市成人式の開催についてご案内させていた だきます。新成人を一堂に招きまして、新しい人生の門出を祝福し、 将来を激励するとともに、一人ひとりが次代の地域社会を担う新成人 としての自覚を新たにしていただく機会として開催いたします。平成 31年1月13日(日)あいこうか市民ホールにおきまして、午後2 時から記念式典を開催いたしまして、第二部は、午後2時30分から 新成人が立ちあげられた成人式実行委員会の皆さんで検討いただきま した内容におきまして開催をさせていただきます。対象となりますの は平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの甲賀市成人式 に参加を希望する方で、住民登録の有無は問いません。参考までです が、平成30年9月1日現在の住民登録者数は、男性490名、女性 499名、合計989名となってございます。例えば、小学生の時に こちらに住んでおられて、他市に転出された方も、どんどんご参加い ただいて結構ですので、教育委員様におかれましても、そのようなお 問い合わせ等お聞きいただきましたら、個別案内はさせていただいて おりませんので、ご参加いただきますようご案内をよろしくお願いい たします。

教育長 ただ今の説明で、何か質問等はございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、続きまして、(2) 平成31年第1回(1月定例)甲賀市 教育委員会について及び(3) 平成31年第1回甲賀市教育委員会委 員協議会について、担当から連絡をお願いいたします。

教育総務課長 連絡をさせていただきます。(2) 平成31年第1回(1月定例)甲 賀市教育委員会につきましては、平成31年1月23日(水)13時 30分から開催させていただきます。また、(3) 平成31年第1回 甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、平成31年1月30日 (水)13時30分から開催させていただきます。なお、委員協議会 のテーマといたしましては、第3期甲賀市教育振興基本計画案のパブリックコメントの結果について、また甲賀市図書館サービス計画第2次計画素案及び甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画素案について、また甲賀市スポーツ推進計画の策定について、また市内小中学校におけるICT機器等の整備と活用状況について、市内小中学校における児童生徒の状況についてを予定しております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますようどうぞよろしくお願い申しあげます。

教育長 ありがとうございます。1月は会議が続きますが、よろしくお願い いたします。

教育長 今日の予定は以上となりますが、課長の皆さんや委員の皆様から特 に何かございませんでしょうか。

教育長 それでは、全ての案件が終了いたしましたので以上をもちまして、 平成30年第17回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただき ます。

〔閉会 午後4時28分〕